## 令和6年

# 夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領



## 佐賀県交通対策協議会

(事務局:佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

### タ暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領

#### 1 目的

秋から年末にかけて、日没時間が急激に早まる時間帯には、児童・生徒の下校、勤務 先からの退社、買い物等により「車と人」の動きが重なり合うことや、視認性の低下な どの要因により交通事故が増加する傾向があることから、車が早めにライト(前照灯)を 点灯することで「車と人」がお互いを早期に覚知することにより、交通事故の防止を図 ることを目的とする。

#### 2 期間

令和6年10月1日(火)から12月31日(火)までの3か月間

#### 3 実施要領

午後5時から前照灯を点灯

#### 4 主な広報重点

- (1) 午後5時から前照灯を点灯
- (2) 「原則ハイビーム」 ※ ただし、前車や対向車があるときは、ロービーム (下向き) にするなど、こまめに切り替える
- (3) 反射材用品・照明具の活用

#### 5 主催

佐賀県交通対策協議会

#### 6 推進事項

- (1) 早めのライト(前照灯)点灯運動の広報啓発
  - ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、事業活動等に伴う広報活動を積極的に実施する。
  - イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「早めのライト(前 照灯)点灯運動」の周知徹底と「反射材・照明具の活用」の広報啓発を行い、夕暮れ 時から夜間にかけての交通事故防止を呼びかける。

#### (2) 「原則ハイビーム」の広報啓発

- ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、夜間における交通事故防止として、 「原則ハイビーム」の広報活動を積極的に実施する。
- イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「原則ハイビーム」 の周知徹底を図り、夜間における交通事故防止を呼びかける。

#### (3) 率先点灯・率先活用の励行

県、市町、官公署、交通関係機関・団体の職員は、公用車・私有車を問わず率先して「早めのライト(前照灯)点灯運動」を励行し、広く県民に運動を啓発する。 また、職員は、反射材や照明具を率先して活用し、反射材活用の普及啓発に努める。

#### (4) 事業所における「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進

夕暮れ時に交通事故が多発している具体的事例を職員に周知させ、事業所全体「早 めのライト(前照灯)点灯運動」の推進を図る。

#### (5) 学校における「自転車の早めのライト点灯」と「反射材用品の装着」の推進

クラブ活動や塾などで帰宅時間が遅くなる生徒に対して、「自転車の早めのライト 点灯」、「着衣、バッグ、自転車への反射材用品の追加装着」を指導するとともに、可 能な限り「オートライト化」の推進について、保護者等の理解を得るように努める。

#### 7 報告

市町及び関係機関・団体は、運動期間中の実施計画を別記様式1により<u>9月20日</u>(金)まで、また、実施結果を別記様式2により<u>令和7年1月10日(金)</u>まで、佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室(佐賀県交通対策協議会事務局)あてにメールで報告すること。

## 夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施計画

【市町(機関)名

【担当者 】

施策•行事名	月日時	施策・行事の内容等	主催	対 象 (参加) 人 員	

## 夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施結果

【市町(機関)名

【担当者

#### 1 運動期間中に実施した施策・行事

施策•行事名	月日時	施策・行事の内容等	主催	対 (参加) 人 員

## 2 運動期間中に実施した広報活動

広報種別	部数	実施日	主	要	内	容	等	
広報誌(紙)								
ポスター								
リーフレット								
看 板 等								
その他								